

筑西広域市町村圏事務組合筑西遊湯館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 15 年 3 月 28 日規則第 7 号

改正 平成 16 年 3 月 31 日規則第 6 号 平成 17 年 6 月 20 日規則第 6 号  
平成 17 年 10 月 1 日規則第 12 号 平成 19 年 2 月 1 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合筑西遊湯館の設置及び管理に関する条例（平成 15 年組合条例第 8 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第 2 条 筑西広域市町村圏事務組合筑西遊湯館（以下「筑西遊湯館」という。）の開館時間は、午前 10 時から午後 10 時 30 分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（以下「休日」という。）については、午前 10 時から午後 9 時までとする。

2 前項の開館時間のうち、筑西遊湯館の使用時間は、施設の区分により、別表第 1 に定めるところによる。

3 筑西広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、管理運営上特に必要があると認めるときは、開館時間及び使用時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 筑西遊湯館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者は、管理運営上特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 1 月 1 日

(2) 毎月第 2、第 4 木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。

(3) 定期点検日

(使用許可の申請等)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定により、筑西遊湯館の施設を使用しようとする者のうち、和室及び研修室を使用しようとする団体は、筑西遊湯館団体使用許可申請書（様式第 1 号。以下「団体使用許可申請書」という。）を管理者に提出し、筑西遊湯館団体使用許可書（様式第 2 号。以下「団体使用許可書」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項の団体使用許可申請書の受付期間は、使用日 1 月前から使用日までの間とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項に規定する受付期間の初日が休館日に当たるときは、その日後の開館日を当該受付期間の初日とする。

4 条例第 5 条第 1 項の規定により、筑西遊湯館の施設を使用しようとする者のうち、和室及び研修室以外の使用許可の申請及び使用の許可は、次の各号に掲げる使用券等を使用の都度購入することにより、当該申請及び許可に代えるものとする。

(1) 筑西遊湯館 1 回使用券 大人（様式第 3 号）

(2) 筑西遊湯館 1 回使用券 小人（様式第 4 号）

(3) 筑西遊湯館 1 回使用券 高齢者（様式第 5 号）

(4) 筑西遊湯館 1 回使用券 障害者（様式第 6 号）

(5) 筑西遊湯館 1 回使用券 介助者（様式第 7 号）

(6) 筑西遊湯館回数券（様式第 8 号）

(7) 筑西遊湯館年会員使用券 大人（様式第 9 号）

(8) 筑西遊湯館年会員使用券 高齢者（様式第 10 号）

5 前項の場合において年会員になろうとする者は、前項第7号又は第8号の使用券を購入する前に、筑西遊湯館年会員申請書（様式第11号）を管理者に提出し、筑西遊湯館年会員券会員証（様式第12号）の交付を受けなければならない。

（使用料の納付）

第5条 筑西遊湯館の施設のうち、和室及び研修室の使用料は、団体使用許可書の交付の際に納付しなければならない。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第6条 条例第7条の規定による使用料の減免は、筑西遊湯館の施設のうち、和室及び研修室の使用料について、別表第2に定める区分及び減免額により行うものとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする団体は、管理者に筑西遊湯館使用料減免申請書（様式第13号）を提出しなければならない。ただし、別表第2第1号に該当する場合は、当該申請書の提出を省略することができる。

3 管理者は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、使用料を減免するときは、筑西遊湯館使用料減免決定通知書（様式第14号）を交付するものとする。

（使用料の返還）

第7条 条例第8条ただし書の規定による使用料の返還は、筑西遊湯館の施設のうち、和室及び研修室の使用料について、次の各号に該当する場合に、当該使用料の全額を返還するものとする。

（1）使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。

（2）その他管理者が使用料を返還する相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、団体使用許可書兼領収書を添え、筑西遊湯館使用料返還申請書（様式第15号）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、使用料を返還するときは筑西遊湯館使用料返還決定通知書（様式第16号）により返還し、返還しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

（使用者の守るべき事項）

第8条 筑西遊湯館の施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を守らなければならない。

（1）担当職員の指示に従うこと。

（2）施設その他の物をき損し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。

（3）危険物又は不潔物を施設内に持ち込まないこと。

（4）所定の場所以外で、喫煙又は飲食をしないこと。

（5）飲食物を持ち込まないこと。

（6）使用によって生じたごみ類は、その区分に従い、指定の場所に捨てること。

（7）プール、浴場の施設内で、カメラ、ビデオ等により撮影をしないこと。

（8）小学3年生以下の児童等には、引率者又は保護者が同伴すること。

（9）その他筑西遊湯館の管理運営上必要とする禁止事項又は指示事項に違反しないこと。

（特別の器具の使用）

第9条 施設内の備付けの器具以外の器具を使用しようとする者又は特別の設備を施して使用しようとする者は、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

（販売行為等の禁止）

第10条 何人も、許可なく筑西遊湯館の施設及び敷地内において、物品の販売、広告、宣伝、寄付募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。

（入場の制限）

第11条 管理者は、筑西遊湯館の管理運営上使用に支障をきたすおそれのある場合、入場人員を制限することができる。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか筑西遊湯館の管理運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第6号)

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則(平成17年6月20日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年10月1日規則第12号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年2月1日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

施設の使用時間

施設の区分	使用時間
プール・浴場 トレーニングルーム リラクゼーションルーム 大広間	午前10時00分から午後10時まで (土・日・祝祭日は、午前10時00分から午後8時30分までとする。)
和室 研修室	午前10時30分から午後10時まで (土・日・祝祭日は、午前10時30分から午後8時30分までとする。)

(注) 使用時間には、使用者が施設を使用する際に要する準備時間及び使用終了後の原状回復に要する時間を含む。

別表第2(第6条関係)

和室・研修室の使用料の減免

区分	減免額
(1) 筑西広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)が主催し又は共催する行事等のため使用するとき。	全額
(2) 組合の構成市が主催する行事等のため使用するとき。	半額
(3) 組合が後援し、又は協賛する行事等のため使用するとき。	半額
(4) 組合が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のため使用するとき。	半額
(5) 組合行政と密接な関係を有し、かつ、地域における自治活動を行うことを目的とする団体が、その目的のため使用するとき(研修室に限る。)	全額
(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めるとき。	半額

様式目次

様式番号	名称	主な関係条文
様式第1号	筑西遊湯館団体使用許可申請書	第4条第1項
様式第2号	筑西遊湯館団体使用許可書(兼領収書)	〃
様式第3号	筑西遊湯館1回使用券 大人	第4条第4項
様式第4号	〃 小人	〃
様式第5号	〃 高齢者	〃
様式第6号	〃 障害者	〃
様式第7号	〃 介助者	〃
様式第8号	筑西遊湯館回数券	〃
様式第9号	筑西遊湯館年会員使用券 大人	〃
様式第10号	筑西遊湯館年会員使用券 高齢者	〃
様式第11号	筑西遊湯館年会員申請書	第4条第5項
様式第12号	筑西遊湯館年会員券会員証	〃
様式第13号	筑西遊湯館使用料減免申請書	第6条第2項
様式第14号	筑西遊湯館使用料減免決定通知書	第6条第3項
様式第15号	筑西遊湯館使用料返還申請書	第7条第2項
様式第16号	筑西遊湯館使用料返還決定通知書	第7条第3項

様式(省略)